

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 5 月 21 日（金）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 海上交通安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）（参議院送付）

- ・赤羽国土交通大臣、大西国土交通副大臣及び政府参考人に質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立民、公明、共産、維新、国民）

（質疑者）城井崇君（立民）、松田功君（立民）、小宮山泰子君（立民）、高橋千鶴子君（共産）、井上英孝君（維新）、古川元久君（国民）、深澤陽一君（自民）、吉田宣弘君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

城井崇君（立民）

- （1）平成 30 年の台風第 21 号による関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故
 - ア 事故原因についての認識
 - イ 事故発生当時の錨泊自粛の行政指導に対する評価及びそのような行政指導が法律に基づく措置となることの効果、並びに事故当時の情報提供の在り方に対する見解
 - ウ 事故発生当時の海上保安庁の対応に対する批判的な意見を踏まえた今後の取組方針
- （2）海難事故の発生原因の多くが人的要因であるという事実を踏まえた事故減少への取組方針
- （3）関西国際空港周辺海域において現行法に基づき実施されている航行制限を全国の海域に拡大適用することにより今回の法改正と同様の効果が得られるとの指摘に対する見解
- （4）海上交通安全法の適用海域では関西国際空港周辺海域だけが走錨事故が生じやすい「規制海域」とされているにもかかわらず、本改正案においては同法が適用される全ての海域を湾外避難等の勧告等の対象とした理由
- （5）海上交通安全法及び港則法の適用海域外にある重要施設周辺海域における事故防止対策
- （6）円滑な湾外避難等の実施に向けた、外国船舶を含めた関係者への周知の取組方針
- （7）平成 28 年の海上交通安全法の改正において創設された非常災害時における情報提供や船舶への移動命令等の措置と本改正案において創設される異常気象等時の措置の関係
- （8）異常気象等時における海上保安庁長官による港長権限の代行
 - ア 湾外避難を一体的に行う必要がある場合として想定される具体的な状況
 - イ 「非常災害時」において、港長権限である港内の錨泊制限、航行制限及び移動命令等について海上保安庁長官が代行できるとされているにもかかわらず、本改正案の「異常気象等時」においては、海上保安庁長官は湾外への退去勧告や命令についてのみ港長権限の代行ができるとした理由
 - ウ 伊勢湾や瀬戸内海等の管制が一元化されていない海域における湾外避難勧告の実施方法
- （9）協議会の設置
 - ア 本改正案によって創設される協議会と既に港湾において設置されている協議会との関係
 - イ 協議結果への尊重義務を海上保安庁長官を含めて課した理由及び海上保安庁長官を含めたことによる湾外避難対象船舶の選定及び決定等への影響の有無
- （10）船舶自動識別装置（A I S）普及促進に向けた国土交通省の取組及び搭載義務の対象範囲の拡大についての見解
- （11）航路標識協力団体
 - ア 航路標識協力団体として指定が想定される団体及び指定のメリット
 - イ 参観できる灯台等の管理等を行う団体が航路標識協力団体として指定されることの可否
 - ウ 民間のボランティア団体等について指定されずに活動を継続することの可否
 - エ 航路標識協力団体の活動として参観寄附金等を当該団体が徴収することの可否
 - オ 航路標識協力団体の附帯業務として利益が見込まれる業務が認められる際の判断基準

松田功君（立民）

- (1) 一昨日からの大雨による国道の崩落等への迅速な対応についての大臣の見解
- (2) 海上交通安全法等改正案
 - ア 令和元年9月の台風第15号により走錨船舶が横浜港南本牧はま道路に衝突した事故に関し、台風が接近した際に港則法第39条第3項に基づく退去命令が出されなかった理由
 - イ 行政指導により走錨に起因する事故が減少しているにもかかわらず、本改正案に基づく措置を講ずることとした理由
 - ウ 異常気象等時の湾外避難勧告等の発令の際に具体的な避難先の指示の有無及び指示に従った避難先で事故が発生した場合の責任の所在
 - エ 異常気象等時の船舶の避難先については国が指示するのではなく船長が事前に判断して決定しておく必要性
 - オ 異常気象等時において、湾外避難する大型船と湾内に避難してくる中小型船により混雑する場合の船舶の安全確保策
 - カ A I S 搭載義務の対象船舶を拡大する必要性
 - キ 第4次交通ビジョンに掲げる2020年代中に船舶事故隻数を半減させる目標実現のためのA I S普及促進等国土交通省の取組
- (3) 自動運航船の開発動向と展望並びに日本財団による自動運航船の実証の経過、結果及び当該実証実験により判明した問題点

小宮山泰子君（立民）

- (1) 現下の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の延長、観光業を始めとした地域経済を守る取組及び船員や公共交通機関で働くエッセンシャルワーカーに対するワクチン優先接種の実現に向けた大臣の決意
- (2) 海上交通安全法等改正案
 - A I S等による海上交通安全の確保
 - a 海上保安庁保有の小型巡視船におけるA I S設置状況
 - b 自衛隊保有の潜水艦を含む船舶におけるA I S設置状況並びに港則法及び海上交通安全法改正案に基づく異常気象等時における勧告制度等の対象に自衛隊の船舶が含まれることの確認
 - c 小型船舶の海上交通安全のためにA I Sやレーダー等の情報を集約して提供できるソフトウェアの開発をより促進する支援の必要性
- (3) スエズ運河コンテナ船座礁事故
 - ア 座礁事故に係る損害賠償の手法及び船主が加入している保険で填補される損害賠償の範囲
 - イ 外航海運における安全性の確保に向けた取組

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 異常気象等時における湾内等からの避難
 - ア 港に適用される港則法は異常気象等時における船舶に対する避難等の勧告及び命令を可能としているにもかかわらず、湾に適用される海上交通安全法では同様の対応ができなかった理由
 - イ 本改正案により海上保安庁長官が港内を含む湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施する意義
 - ウ 勧告等の前提となる異常気象等時の定義として台風の風速や勧告等の手順に関するルールを事前に設定しておく必要性
 - エ 船舶を湾外等の安全な海域に避難させるための勧告を発動する要件及び気象台等が協議会に参加することを要件とする必要性

- オ 令和元年の台風第 15 号をはじめ、台風等の異常気象等時において湾内に多くの船舶が錨泊している現状を踏まえ、船舶を安全な海域に避難させるための指示や誘導を整然と行う方法
 - カ 海上交通センターによる錨泊隻数等の把握状況を踏まえ、法律に基づき湾外避難勧告等を行うことに対する大臣の見解
 - キ 湾外避難勧告制度の対象とならない中小型の船舶の安全を守る方法
- (2) 洋上風力発電設備の設置が進むことにより当該設備が船舶交通の支障物となる懸念及び船舶交通の安全の確保のために当該設備の設置について調整する必要性

井上英孝君（維新）

- (1) 平成 30 年の台風第 21 号による関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故の原因分析及び同事故を踏まえた台風等の異常気象等時における施設周辺海域等の安全対策
- (2) 本改正案で創設する協議会において、想定される構成員及びその構成員に協議結果を尊重する義務を課す理由並びに義務を課すことによる避難勧告等の実効性に与える効果
- (3) 海上保安庁長官が重要施設周辺海域において個別の船舶に情報提供する制度の創設による船舶交通の安全性向上に与える効果
- (4) 大阪湾海上交通センターの機能拡充による大阪湾の船舶交通の安全性向上に与える効果
- (5) 船舶の重要施設等への衝突事故防止に向けた施策を実行する大臣の決意

古川元久君（国民）

- (1) 尖閣諸島周辺海域における海上保安体制
- ア 中国海警法の施行による中国海警船等の尖閣諸島周辺海域における活動状況の変化の有無
 - イ 同海域における外国漁船の活動状況
 - ウ 同海域への対応強化のため自衛隊法及び海上保安庁法を見直すことについての大臣の見解
 - エ 厳しい状況にある造船業を支援するために巡視船を新造する必要性
- (2) 海上交通安全法等改正案
- ア 海上保安庁が管理する航路標識の地方自治体や民間業者等に対する工事の承認制度の創設に関して補修等を実施する要望がある航路標識の数
 - イ 航路標識協力団体
 - a 航路標識協力団体によって管理される航路標識を増加させる意向の有無
 - b 航路標識協力団体制度の活用を促進するためのインセンティブを設ける必要性

深澤陽一君（自民）

- (1) 輸入材を含めた建築用木材が入手しづらい状況にあることにより業務に支障を来している中小事業者等に対する早期対応の必要性
- (2) 海上交通安全法等改正案
- ア 海上交通法改正案第 32 条に基づく湾外避難等の勧告・命令制度
 - a 異常気象等時における勧告や命令が可能となる要件及びそれぞれの具体的内容における相違点
 - b 異常気象等時における湾外避難等の勧告等制度について、勧告等を受けた船舶が当該勧告等に従う根拠及び外国船舶に対する今回の法改正内容の説明の経緯
 - c 台風の進路予報が外れた場合に、湾外避難勧告を伝えた船舶代理店が外国船舶からの賠償請求を受ける懸念
 - d 湾外避難勧告の対象となる船舶の判断基準
 - e 異常気象等時における湾外避難等の勧告制度の諸外国における導入状況

イ 現在、灯台の清掃等を適切に行っている団体を支援している地方自治体等の事例を本改正とともに全国に周知する必要性

吉田宣弘君（公明）

- (1) 平成 30 年の台風第 21 号による関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故及び令和元年の台風第 15 号による横浜港南本牧はま道路への走錨船舶の衝突事故等の発生を受けこれまで講じてきた対策
- (2) 近年の台風等時の事故を踏まえてこれまで講じてきた対策の本改正案への反映状況
- (3) 本改正案により創設される協議会における具体的な協議事項
- (4) 海上保安庁の航路標識を損傷等した原因者の責任
 - ア 航路標識を損傷させた原因者に対する現行法における責任追及の方法
 - イ 航路標識の早期復旧のために本改正案で措置された内容
- (5) 本改正案の運用に当たっては常に最新の技術を活用した高い精度の気象予測等により船舶事故の未然防止に万全を期す必要性